

## 通信社配信記事に対する名誉毀損の成否と真実相当性

——「東京女子医大病院事件」最一判平二三・四・二八判時二二一五号五〇頁——

高 畑 英 一 郎

### 《事件の概要》

大病院の医師である原告は、手術中に医療機器の操作を誤り患者を死亡させた容疑で逮捕された。被告である共同通信はこの件についての記事を加盟社である被告上毛新聞、静岡新聞、秋田魁新聞（以下、「各新聞社」という）に配信し、各紙に掲載された。その掲載に際して、記事の配信元の表示（クレジット）はなかった。当該記事は、原告の医師としての社会的評価を低下させる

ものであった。

死亡事故の翌年、医療関係諸学会は合同で、当該事故は機器の操作ミスではなく機器の不良によるものである旨の報告書を公表し、これをうけた裁判所は刑事裁判において原告に無罪判決を下した<sup>①</sup>。そこで原告は、医師としての社会的評価を低下させる記事を配信掲載した通信社及び各新聞社に対して、損害賠償を請求する訴訟を提起した。

第一審は、記事の公益性、公共性を認めたとうえで、共同通信が記事を作成配信した時原告の操作ミスによって患者が死亡したとの見解が捜査機関や当病院で支配的であったことから、その真実相当性を認めた。他方、各新聞社に対しては、「配信サービスの抗弁」を否定したうえで、共同通信との一体性を否認し、記事の掲載に際してクレジットの表示をしなかったことなどを理由に真実相当性を認めなかった。そして各新聞社に賠償金の支払いを命じた。<sup>(2)</sup>

第二審も、共同通信に真実相当性を認めた。そして、各新聞社はその新聞制作に当たり、共同通信配信の記事については同社が報道機関に求められる注意義務を履行することを期待、依拠できる法的地位にあると認定し、共同通信に認められた真実相当性を加盟社である各新聞社は援用することができる<sup>(3)</sup>と判示して、第一審判決を覆した。

原告は、各新聞社の責任に限定して上告した。

《判決（上告棄却）》

(1) 民事上の不法行為である名誉毀損については、そ

の行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合には、摘示された事実が真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、同行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しない（最一判昭和四一・六・二三民集二〇巻五号一一一八頁参照）。

(2) 新聞社が通信社を利用して…ニュースを読者に提供する報道システムは、新聞社の報道内容を充実させ、ひいては国民の知る権利に奉仕するという重要な社会的意義を有し…広く社会的に認知されているということができる。そして、上記の通信社を利用した報道システムの下では、通常は、新聞社が通信社から配信された記事の内容について裏付け取材を行うことは予定されておらず、これを行うことは現実には困難である。それにもかかわらず、記事を作成した通信社が当該記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるため不法行為責任を負わない場合であっても、当該通信社から当該記事の配信を受け、これをそのまま自己の発行する新聞に掲載した新聞社のみが不法行為責任を負うこととなるとしたならば、上記システムの下における報道が萎

縮し、結果的に国民の知る権利が損なわれるおそれのあることを否定することができない。

(3) そうすると、新聞社が、通信社からの配信に基づき、自己の発行する新聞に記事を掲載した場合において、少なくとも、当該通信社と当該新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、当該新聞社は、当該通信社を取材機関として利用し、取材を代行させたものとして、当該通信社の取材を当該新聞社の取材と同視することが相当であつて、当該通信社が当該配信記事に摘示された事実を真実と信ずるに就いて相当の理由があるのであれば、当該新聞社が当該配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情のない限り、当該新聞社が自己の発行する新聞に掲載した記事に摘示された事実を真実と信ずるについても相当の理由があるといふべきである。そして、通信社と新聞社とが報道主体としての一体性を有すると評価すべきか否かは、通信社と新聞社との関係、通信社から新聞社への記事配信の仕組み、新聞社による記事の内容の実

質的変更の可否等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。以上の理は、新聞社が掲載した記事に、これが通信社からの配信に基づく記事である旨の表示がない場合であつても異なるものではない。

(4) Z通信社は、加盟社等に記事を配信することを目的として取材を行い、記事を作成していること、他方、加盟社は、Z通信社から配信される記事を自己の発行する新聞に掲載するに当たっては、当該配信記事を原則としてそのまま掲載することとされていること、被上告人らのような加盟社の発行する新聞に掲載される記事のうち相当多くの部分はZ通信社からの配信に基づいているところ：加盟社は、自社の新聞の発行地域外においてほとんど取材拠点を有しておらず、その全てについて裏付け取材を行うことは不可能に近いことに照らすと、加盟社が配信記事について独自に裏付け取材をすることは想定されていないことが明らかである。

(5) Z通信社：は加盟社のために、加盟社に代わつて取材をし、記事を作成してこれを加盟社に配信し、加盟社は当該配信記事を原則としてそのまま掲載するという体制が構築されているといふことができ、Z通信社と加

盟社は、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価するのが相当である。他方、本件配信記事について、前記特段の事情があることはうかがわれない。したがって、乙通信社が本件配信記事に摘示された事実を真実であると信ずるに、加盟社である被上告人らが本件各紙掲載記事に摘示された事実を真実であると信ずるについても相当の理由があるといふべきであつて、被上告人らは本件各紙掲載記事の掲載について名誉毀損の不法行為責任を負わないといふべきである。

### 《研究》

本判決は、真実相当性があるとして名誉毀損に当たらないと認定された通信社配信の記事を自らの新聞に掲載した新聞社に対して、その記事掲載も名誉毀損に該当しないので民事責任はないとした判決である。これまで報道機関の責任が明らかではない領域に真実相当性の援用を明確に認めることで報道機関の自由をいっそう保護したと評することができる。本評釈では、まず表現の自由

と名誉権の保護の調整問題を確認し、そして真実相当性の法理の展開を概観したうえで、本判決の内容を検討しその意義を述べることにする。

#### 一 表現の自由と名誉権の保護

表現の自由には、自己実現の価値と自己統治の価値が見出される<sup>④</sup>ので、憲法上の他の権利よりも厚く保護される「優越的地位」を占めるといわれている<sup>⑤</sup>。報道機関の報道の自由も、国民に広く社会的政治的情報を伝達する意義をもつことから国民の知る権利に不可欠な自由とみなされ、表現の自由としての保障を受けると理解されている<sup>⑥</sup>。

しかし表現行為は、自らの意見や想いを他者に向けて発信する行為であるため、ときに他者の権利と衝突することがある。その場合、表現の自由を制約することは当然と理解されている（内在的制約<sup>⑦</sup>）。他者の社会的評価を不当に低下させ信頼を著しく毀損する表現を制約することはその典型例といえ、それゆえ名誉毀損表現の規制は古くから行われてきた<sup>⑧</sup>（名誉権自体も憲法上の権利と考えられている<sup>⑨</sup>）。だが名誉権を広く保障するならば、

その活動に品位が求められるような人々（政治家や公務員など）を不当に厚く保護することになり、国民に適切な社会的政治的情報を提供することができなくなる。そのため、特定の人々の名誉権を限定するとともに、対応する表現の自由の保護領域を拡大する調整が求められる。

わが国では、刑法二三〇条一項において「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」と定め、また民法七一〇条で「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない」と定めて、名誉毀損行為に対する刑事罰及び民事責任を規定している。一般に、人の名誉権は広く保護されているといえよう。ただし、刑法二三〇条の二の定める場合には名誉毀損罪の成立を否定して、表現の自由との調整が図られている<sup>⑩</sup>。

そして、公共の利害に関する事実に関係する専ら公益を図ることを目的とする表現は、その内容が真実である

場合には名誉毀損罪から免責される。この免責は民事上の不法行為においても成立すると理解されている<sup>⑪</sup>。公務員、国会議員と地方議会議員及び立候補予定者、被疑者・被告人に関する事実などの「公共の利害に関する事実」<sup>⑫</sup>については、行為者が内容の公共性を認識しておれば公益性を図る目的はあると理解されている<sup>⑬</sup>。

## 二 真実相当性の法理

### A. 真実相当性の法理の形成

刑法二三〇条の二が名誉毀損罪に対する「真実性の証明による免責」<sup>⑭</sup>とみなされているように、真実性の証明が名誉毀損罪免責の鍵となろう。真実性の証明は、事実の公共性及び目的の公益性の要件が充足された場合に許される<sup>⑮</sup>。名誉毀損の責任を問われている行為者は、表現内容の真実性を証明しない限り、免責になることはない。真実性の証明に関しては、真実相当性が認められるのか、つまり行為者が結果的には真実ではない内容の表現をしたが、その内容を真実であると誤って信じてしまったことにやむを得ない理由がある場合、免責は認められるかが問題となる。免責が認められないと、表現に対

する萎縮効果が生じると考えられている。<sup>16)</sup> 刑法二三〇条の二の制定時には、真実性の証明がなされなかった場合には免責は認められないと考えられていた。<sup>17)</sup> 最高裁も当初はこの立場を採用していた。自宅を放火した者を近隣の住人と思ひ込み、その旨を近所の住民などに放言した被告人が名誉毀損罪に当たるかが争われた事件において、最高裁は、当該放火に関する事実は「公共の利害に関する事実」であるとした原判決を前提に、「記録およびすべての証拠によっても「近隣住人が」放火犯人であると確認することはできないから、被告人についてはその陳述する事実につき真実であることの証明がなされなかったものというべく、被告人は本件につき刑責を免れることができ<sup>18)</sup>ない」と判示して、真実性の証明について厳格に解釈した(昭和三四年判決)。

その後最高裁はその厳格な立場を変更し、真実性の証明に際して摘示事実を真実と誤認したことに相当の理由がある場合には、名誉毀損の成立を認めないとする立場を採るようになった。その変更は、まず名誉毀損の民事責任が争われた事件で示された。総選挙立候補予定者に対して学歴や経歴、前科の事実を摘示した新聞記事が当

候補者の名誉を毀損したとして損害賠償が請求された事件において、最高裁は摘示された「事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行爲には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である<sup>19)</sup>」と判示し、同記事を掲載した新聞社に真実と信ずるについて相当の理由を認めて不法行為の成立を否定した(昭和四一年判決)。さらに刑法二三〇条の二についても、最高裁は「夕刊和歌山時事」事件で、他紙の経営者またはその記者が市役所土木部の課長に対して汚職の疑いを示しつつ凄んだ、という内容の記事を掲載した新聞社の経営者が名誉毀損罪に問われた事件で、「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法二一条による正当な言論の保障との…調和と均衡を考慮するならば、たとい「刑法二三〇条の二」第一項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者<sup>20)</sup>がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である」と述べて、昭和三四

年判決を変更した。

昭和四一年判決と「夕刊和歌山時事」事件判決は、表現を行った者が事実を真実と誤認したことに相当の理由があるときには、表現行為に対する故意または過失がないので、責任を問えないとの理解を示している。「夕刊和歌山時事」事件判決は、刑事事件においても真実性の証明の要件を緩和したが<sup>21</sup>、事実誤認について「確実な資料、根拠に照らし」誤認するのはやむを得ないとする条件を付し、真実相当性の認定基準を高く設定した。

#### B. 刑事事件における展開

その後最高裁は、刑事事件において、行為者が表現内容の真実性のよりどころとした「確実な資料、根拠」が「現に係属中の刑事事件の一方の当事者の主張ないし要求または抗議に偏するなど断片的で客観性のないものと認められるときは、これらの資料に基づく右誤信には相当の理由があるものとはいえない<sup>22</sup>」として、名誉毀損罪の成立を認めた。さらに弁護人が担当する事件の被告人の冤罪を主張するために被害者の家族が犯人であることを公表したことは、憶測に基づく公表であり、その内容

の真実性を誤信したことに確実な資料、根拠があるとはいえないとした判決や、インターネット上の書込みにおいて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由がなければ、事実を真実であると誤信しても名誉毀損に当たるとした判決もある<sup>24</sup>。このように最高裁は、真実相当性の厳しい認定基準を維持している。下級審においても、真実相当性について厳格な姿勢を示す判決が多いといわれており、刑事免責を認めた判決はきわめて少ない<sup>25</sup>。

#### C. 民事事件における展開

民事事件においても、真実相当性は厳格に判断されている。殺人事件についての警察発表がないにもかかわらず、新聞記者が警察等に取材して当事件についての記事を新聞に掲載したことが名誉毀損に問われた損害賠償請求事件において、最高裁は、当該「記事が：解剖にあつた：医師および「捜査経緯の発表権限を持つ」刑事官から取材して得た情報に基づくものであり、同刑事官が署長と共に：報道することについて諒解を与えたとしても：新聞社としては、上告人らを再度訪ねて取材する等、更に慎重に裏付取材をすべきであつたといふべきで

ある。これをしないで「記者」がたやすく本件記事の内容を真実と信じたことについては相当の理由があつたものといふことはできず：過失がなかつたものとはいえない<sup>(26)</sup>」と判示し、民事事件における真実相当性を厳格に判断している<sup>(27)</sup>。その後も、賭博幫助罪での逮捕の現場を現認した記者がその旨の記事を新聞に掲載する際に、警察が発表していない被疑者と暴力団との関係をうかがわせる記述をしたことが名誉毀損に問われた事件で、最高裁は、捜査責任者からの情報であつても裏付取材をしないならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理由があつたといふことはできないとして、賠償責任を認めた<sup>(28)</sup>。これらの民事判決は「捜査当局の正式発表のない段階では、慎重な裏付取材をすべきであるのにしなかつた点を過失ととらえて」いるのが特徴であり、「報道機関に、裏付取材及び編集の体制整備を要請したもの」と評価されている<sup>(29)</sup>。他方、警察の公式発表をそのまま報道した場合には、真実相当性が認められると理解されている<sup>(30)</sup>。

刑事事件の第一審において認定された事実に基づいて著作をものにした作者が、その事実が控訴審で否定され

たことから名誉毀損に問われた事件で、最高裁は「刑事第一審の判決において：認定された事実について、行為者が右判決を資料として右認定事実と同一性のある事実を真実と信じて摘示した場合には、右判決の認定に疑いを入れるべき特段の事情がない限り、後に控訴審においてこれと異なる認定判断がされたとしても、摘示した事実を真実と信ずるについて相当の理由があるといふべきである。けだし、刑事判決の理由中に認定された事實は、刑事裁判における慎重な手続に基づき、裁判官が証拠によつて心証を得た事實であるから、行為者が右事實には確実な資料、根拠があるものと受け止め、摘示した事実を真実と信じたとしても無理からぬものがあるといえるからである<sup>(31)</sup>」と述べて、刑事裁判における事実認定の堅牢性を根拠に行為者の真実相当性を認めた。また、原告に対するインタビューやその裏付取材を十分に行つた筆者の著書には真実相当性があるとした判決もある<sup>(32)</sup>。

このように、刑事事件においても民事事件においても、真実性の証明における真実相当性は、「確実な資料、根拠」に基づいて厳格に判断されているといえよう。刑事



裁判において認定された事実や捜査機関の公表した事実に基づく表現がなされた場合や十分な裏付け取材が行われた場合には、行為者に真実相当性が認められる傾向にある。<sup>33</sup>

### 三 通信社配信の記事掲載と名誉毀損

通信社の配信記事をそのまま掲載した新聞社が名誉毀損の民事責任を負うのかどうかをめぐっては、本判決と大きく関係するので、詳しく検討したい。

一九八一年に妻が殴打されさらに銃撃された原告に対して、一九八四年ごろからその犯人ではないかとの疑いがかけられた事件（いわゆる「ロス疑惑」）では、おびただしい数の名誉毀損訴訟が提起された。<sup>34</sup> 通信社配信の記事掲載と名誉毀損に関する最高裁判決も、その関連で下された。

#### A. 平成一四年一月判決<sup>35</sup>（以下「一月判決」という）

共同通信は、「ロス疑惑」の渦中にいる原告が自宅に大麻を隠し持っていたとする記事を加盟社に配信し、被告であるスポーツ新聞各社はその記事のクレジットを明

示せずに掲載した。当スポーツ新聞各社は警視庁記者クラブに所属せず、警視庁当局の情報は共同通信から配信された記事を原則としてそのまま紙面に掲載することで報道している。当スポーツ新聞各社が配信された記事について裏付け取材をせずにそのまま紙面に掲載したのは、配信記事自体を信頼していることや被告らが裏付け取材をするだけの人的能力に乏しいことが理由であった。この判決では、その記事掲載が原告に対する名誉毀損に当たるのか争われた。なお、原告の大麻所持に関する警察発表はなかった。<sup>36</sup>

最高裁は当配信記事が名誉毀損に該当するが公共の利害に関する公益を図る目的があったことを確認したうえで、その内容については事実が真実であることの証明はなく、また同事実を真実と信ずるについて相当の理由があったとはいえないと判示した。<sup>37</sup>

そして当スポーツ新聞各社の責任を判断するにおいて、「社会の関心と興味をひく私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実を内容とする分野における報道については：取材に慎重さを欠いた真実でない内容の報道がままた見られるのであって：一般的にはその報道

内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社からの配信記事であっても：当該配信記事に摘示された事実の真実性について高い信頼性が確立しているという事はできないのである。したがって「掲載」記事が上記のような報道分野のものであり、これが他人の名誉を毀損する内容を有するものである場合には、当該掲載記事が：通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事をもってしては：新聞社が当該配信記事に摘示された事実には確実な資料、根拠があるものと受け止め、同事実を真実と信じたことに無理からぬものがあるとまではいえないのであって、当該新聞社に同事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとは認められない<sup>38</sup>と述べて、その賠償責任を認めた。

一月判決の特徴として以下の数点を挙げる事ができる。まず、当判決の段階では共同通信と加盟社である当スポーツ新聞各社とは別個の報道機関と理解されており、「記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有」していたかどうかについては検討されてない。ただし、同通信社の配信記事に対する信頼性の高さや新聞各社の人的能力の欠乏

が指摘されており、新聞各社の共同通信への依存は認識されていたといえよう。こうした依存があったとしても、最高裁はスポーツ新聞各社は独立した報道機関としての報道も責任をもつよう求めたと考えられる。

第二に、当判決は、社会の関心と興味をひく私人の犯罪やスキャンダルについての報道には過熱しやすく慎重さに欠ける傾向があることを指摘し、そうした報道の場合には定評があつても通信社の記事の信頼性は縮減されるのであるから、その配信記事に全面的な信頼を置いてそれを掲載したことは名誉毀損的表現を回避する新聞各社の注意義務を満たしたことになる<sup>39</sup>と判示した。報道の過熱さに際して報道機関に慎重さを要求したとともに、無軌道なスキャンダル報道には名誉毀損の限界があることを強調したといえよう。

さらに「報道機関が定評ある通信社から配信された記事を実質的な変更を加えずに掲載した場合に、その掲載記事が他人の名誉を毀損するものであつたとしても、配信記事の文面上一見してその内容が真実でないと分かる場合や掲載紙自身が誤報であることを知っている等の事情がある場合を除き、当該他人に対する損害賠償義務を

負わないとする法理<sup>40</sup>という「配信サービスの抗弁<sup>41</sup>」については、本件では過熱報道による報道機関の信頼性縮減から認められないとした。新聞各社は、内容がスクヤンダルや私人の犯罪についての過熱報道と認識しうる場合には、通信社の配信記事を妄信することなく、「確実な資料、根拠」に基づき裏付取材をすることが求められるのである。ただし、「その他の報道分野」においては、「配信サービスの抗弁」を認める余地があることを示唆している。<sup>42</sup>

#### B. 平成一四年三月判決<sup>43</sup>（以下「三月判決」という）

この判決も「ロス疑惑」に関連するものであり、一月判決と同じ原告による事件である。妻帯者である原告が複数の女性と交際するという倫理観に欠けた生活をし、そのような交際と大麻の吸引とが五、六年前から深く結び付いていたことを読者に強く印象付ける内容の記事を共同通信が配信した。そして地方の日刊紙が裏付取材をすることなくその記事を紙面に掲載したことが、原告への名誉毀損にあたるのが争われた。当地方紙が裏付取材をしなかったのは、警視庁の記者クラブに加入してい

ないため警視庁に対する直接の問い合わせにも応じてもらえないこと、共同通信の記者の取材源に直接事実関係を確認することが取材対象者の迷惑になること、またそうした事実関係の確認が経済的人員の制約から不可能ないし困難であることが理由であった。なお、紙面には共同通信の配信記事であることを示すクレジットはなかった。

最高裁は、当該掲載記事が名誉毀損に当たることが公共の利害に関する事実にかかるものであり、その記事掲載は専ら公益を図る目的に出たものであることを認めたとうえで、一月判決を引用し「本件のような場合には、掲載記事が一般的には定評があるとされる通信社から配信された記事に基づくものであるという理由によつては、記事を掲載した新聞社において配信された記事に摘示された事実を真実と信ずるにについての相当の理由があると認められることはできないというべきである<sup>44</sup>」と判示して、被告である地方紙の不法行為を認定し、損害額の審理のために事件を高裁に差戻した。

その理由付けにおいて、最高裁の意見は分かれた。多数意見を構成した四裁判官のうち、福田・亀山両裁判官

は、報道の自由は国民の政治的意見形成に不可欠であり、それゆえ憲法上優越的な地位が認められることを指摘するが、「報道のそのような機能は、国民が、当該報道記事がいかなる社の責任によつて作成されたものであるかをきちんと認識できて初めて十分に発揮される。クレジットは、そのような要請を端的に満たすものであり、その存否は、上記のように報道の自由について高度な保障が要請される根幹にかかわっていると見える」と述べ、報道記事の作成主体を明示することが表現の自由として厚い保護を受ける重要な要因であることを強調した。そして「クレジットが付されていない報道は：読者に対して誤った情報を伝えることにもなるのであり、国民の『知る権利』に十分に奉仕しているとはいえない」とし、そのようなクレジットを付していない記事に「配信サービスの抗弁」を認めるわけにはいかないと判示した。クレジットの付記が報道の自由の保障と重要な関連性を持つため、「国内ニュースについては、クレジットを付さないのが長年の慣行」であつても、不法行為の責任から逃れることはできないとした。<sup>45</sup>

同様に多数意見を構成した北川裁判官の意見（河合裁

判官同調）は、まず通信社とその加盟社である新聞社との取材や記事作成における同一性を強調する。加盟新聞社は、取材及び記事作成を通信社に委ねることで配信記事を裏付取材することなくそのまま掲載するのであり、「両者は報道機関としては別個の独立した主体であつても、当該配信記事の取材、作成、配信、掲載という一連の過程においては、共同通信社と加盟社とは、実質的に報道主体としての同一性がある」とする。そして、通信社の配信した記事そのものが名誉毀損である場合には加盟新聞社はその責任を負うとして一月判決を支持しつつも、配信記事に真実相当性が認められる場合には当新聞社もその免責を援用することができると判示した。なぜなら「通信社には相当の理由があるため不法行為が成立しないとされるのに対し、他方において、自らは何らの裏付け取材をしていない〔加盟新聞社〕は、記事の真実性を立証しない限り、損害賠償責任を免れないこととなり、均衡を失する」ことになるからである。<sup>46</sup>

また「通信社と当該新聞社相互の関係、通信社から当該新聞社への記事配信の仕組み、記事の内容の実質的変更の可否等、配信記事に関する両者の内部関係が、実質

的にみて、報道主体としての同一性があるということが  
できる程度に密接なものである」場合に、通信社とその  
加盟社である新聞社との間に取材や記事作成における同  
一性が認定される。そして「掲載記事中に当該記事の配  
信元の表示（クレジット）が付されている場合には、記  
事自体から通信社と加盟社とが報道主体として実質的に  
同一性を有することの架橋がされている」として、クレ  
ジットの付記が通信社と加盟新聞社との同一性認定にお  
いて重要な考慮要素になると述べた。もともと「記事の  
内容自体や記事を掲載した加盟社の規模等から、掲載記  
事が通信社からの配信記事に基づくものであると推認で  
きる可能性があるとき」には、クレジットの付記がなく  
とも両者の実質的な同一性が認められるとした。<sup>47</sup>

北川裁判官は、この事件では共同通信と当新聞社との  
同一性を認めたが、もともとの配信記事に真実相当性が  
認められないため当新聞社の損害賠償責任を認めた。<sup>48</sup>

これに対して梶谷裁判官の反対意見は、まず通信社に  
よる記事配信サービスが、国民の多様な情報に接し意見  
に触れる機会に大きく寄与していることを強調し、そう  
したサービスの維持には（地方紙を通じて情報を入手す

る）国民の知る権利に貢献する役割と効用があると述べ  
た。そして報道機関の受ける萎縮効果を除去するために、  
クレジット付記の有無にかかわらず、公共の利害にかか  
り公益を図る目的をもつ報道に対しては、憲法二一条  
の表現の自由の要請から「配信サービスの抗弁」を認め、  
報道機関の違法性を阻却する理論を確立すべきであると  
主張した。<sup>49</sup>

三月判決では、クレジットの付記が重視されたといえ  
よう。福田・亀山裁判官意見は、記事の作成主体の明示  
が国民の知る権利に資することになるため、クレジット  
の付記の有無が「配信サービスの抗弁」を認める前提に  
なると判示し、北川裁判官意見も、クレジットの付記が  
通信社に認められた真実相当性による免責を加盟新聞社  
が援用する前提となる両者の同一性を認める重要な考慮  
要素だとした。三月判決の多数意見は、記事の作成主体  
の明示が国民の知る権利に貢献するという点を重視して  
いるといえよう。

「配信サービスの抗弁」については、当判決もその採  
用を否定したと考えられる。<sup>50</sup> 福田・亀山裁判官意見は、  
繰り返しになるが、クレジットが付されていないことを

理由とし、北川裁判官意見は一月判決に基づいて、配信記事そのものに名誉毀損責任があるならば掲載新聞社はそれを負うとして否定した。もつとも、福田・亀山裁判官意見のもとでは、掲載記事に配信記事である旨のクレジットが付記されておれば同抗弁を認めるとみなす余地があり、<sup>51</sup> 社会の関心と興味をひく私人の犯罪やスキャンダルについての報道ではない場合に同抗弁を認める可能性を示唆した一月判決や、通信社と加盟社に取材や記事作成の面で同一性が認められ、さらに配信記事が名誉毀損責任から免責される場合に限って認める北川裁判官意見より、同抗弁が成立する範囲は広いと解することもできよう。

#### 四 本判決の内容と平成一四年判決との相違

本判決は、通信社の配信記事に真実相当性が認められた場合に記事掲載新聞社がそれを援用して名誉毀損責任からの免責を主張することができるかが問われたものである。この問題は一月判決によっては検討されなかつたのであり、<sup>52</sup> 本判決は援用を認めることでこの問題に結論

を下した。

本判決と平成一四年の二つの判決とでは前提となる事案が異なるが、判示部分(3)から理解できるように、本判決は三月判決北川裁判官意見で示された意見を大幅に採用している。それは、すなわち、通信社とその加盟社である新聞社との間に取材や記事作成における同一性がある場合、配信記事に真実相当性が認められるならば新聞社もその免責を援用することができるとする意見である。通信社と加盟新聞社との一体性を認定する要件も、北川裁判官意見とほとんど変わるところがない。このように本判決は、加盟新聞社が記事の配信を通じて通信社に取材及び記事作成に関して大きく依存している場合、通信社が名誉毀損責任を負わないなら記事掲載新聞社も同様であると判示したのである。

本件や三月判決では、配信記事を掲載したのは地方紙であった。そこでは、配信サービスを活用することで地方の国民の知る権利に奉仕するという共通の理念を見出すことができる。他方、一月判決では通信社とスポーツ新聞各社との一体性は考察されていない。スポーツ新聞各社も地方紙と同じく通信社に取材及び記事作成に関し

て依存しているにもかかわらず、むしろ相互に独立した報道機関であることが強調されていたと考えられる。独自取材の難易の程度が一体性を考えるうえでも考慮されることになるが、対象新聞社が地方紙であることも考慮の際に重視されたのではないかと思われる。地方に住む国民に全国的あるいは国際的なニュースを提供することは、国民の知る権利ひいては政治的意見形成に役立つのであり、民主主義社会では欠かすことができない。こうした重要な役割を担うのが、通信社からの配信を活用する地方紙である。このような認識から、地方紙とその存在意義の前提である配信サービスを重視し、それらに対する萎縮効果を極力排除しようとする姿勢を本判決は示したのではなからうか。

クレジットの付記についても相違がみられる。上記のように、三月判決ではクレジットの付記を重視していた。同判決北川裁判官意見ではクレジットの付記が通信社と加盟社の同一性認定において重要な考慮要素になるとしていたし、福田・亀山裁判官意見もクレジットの付記を加盟新聞社免責の条件としていた。これに対して、本判決は両者の一体性認定の要件を「総合考慮して判断す

る」ことにして、クレジットの付記を考慮要素から外している。これは「国内ニュースの配信記事にクレジットを付さないことは、長年の実務慣行となっており、共同通信社からも問題とされておらず、また、国内の地方新聞の紙面のかなりの部分に共同通信社の配信記事が用いられており、個別の記事にクレジットを付すことは紙面を煩雑にするだけである」<sup>53</sup>ことからクレジットの付記の要求は「現実的ではない」<sup>54</sup>とする批判を踏まえて、配信サービスにおける実務慣行を尊重したものと見えよう。

本判決および平成一四年判決は、裏付取材の必要性についても異なる姿勢を示した。裏付取材の要求は、加盟社が通信社からの配信記事を妄信することなく独自の報道機関としてその報道内容に責任を負うことを求める考えを背景にもつ。一月判決は、まさにその見解に基づいて「私人の犯罪やスキャンダルについての報道」に関して名誉毀損責任を新聞各社に認めた。これに対して三月判決は、「共同通信社からの配信記事については裏付け取材：をしないのが一般的な取扱いである」<sup>55</sup>と述べて、加盟社である新聞社は裏付取材しないことを容認した。そして「配信サービスの抗弁」が認められるのかを検討

した。本判決も配信サービスという「報道システムの下では、通常は、新聞社が通信社から配信された記事の内容について裏付け取材を行うことは予定されておらず、これを行うことは現実には困難である」と判示して、裏付け取材の可能性を名誉毀損免責の成否とは切離して検討している。これらの判決において、各新聞社は警視庁記者クラブに所属しておらず、また独自に網羅的な取材活動をするだけの人的資源に乏しく、通信社からの配信記事を活用しなければならぬ立場にあることに違いはない。思うに、一月判決の新聞各社は事件のあった東京に拠点を置き当該報道について通信社とは別に警察その他に取材することが容易であったのに対して、三月判決や本判決の地方紙は東京に拠点がなく独自の取材活動を行う可能性がないことが、裏付け取材に対するこれら判決の異なる姿勢につながったのではあるまいか。

一月判決は、「社会の関心と興味をひく私人の犯罪やスキャンダルについての報道」であったことから報道内容に対する信頼性が縮減したと判示した。本件原告は私立の医科大学の医師であり、手術中の過失により患者を死亡させた疑いが報道の内容であった。カルテの改ざん

などもあり事件発覚当時は過熱気味に報道されていたが、<sup>56</sup>本判決では一月判決のような報道内容の性質に基づく判断は示されていない。それは、本件報道が「ロス疑惑」のような長期にわたり対象者の私生活を詳細に伝える過熱報道とは異なっていたためであろうか。そうであるならば、「社会の関心と興味をひく私人の犯罪やスキャンダルについての報道」はまさに「一律的な性格をもつものではない」<sup>57</sup>ことになり、その内容を明確にする必要がある。本件との対比でいえば、私人の犯罪でそれがスキャンダルの長期にわたって報道された場合に、その報道内容の信頼性が縮減するということになるか。一月判決の示す配信記事の信頼性縮減は、「ロス疑惑」という特異な報道に限定して理解することも可能かもしれない。

## 五 本判決の意義と射程

本判決は、通信社の記事そのものが名誉毀損責任を負わない場合に、その配信サービスを通じて当該記事を掲載した新聞社は名誉毀損責任を負うのかという一月判決が明示しなかった領域を、三月判決北川裁判官意見に



そつて判決したものである。本判決により、配信記事に  
真実相当性が認められるならば、当該記事を掲載した新  
聞社もその免責を援用することが許されることとなった。

さらにクレジットの付記も問われないこととなった。配  
信記事掲載の新聞社に対して責任が問われるのか不明で  
あつた点について、報道側に有利な判断を下してその自  
由をいっそう保護したと評価できよう。もつとも、加盟  
社の責任は配信記事に真実相当性が認められるかどうか  
にかかることになり、「通信社に相当の理由が認められ  
るときは加盟社はこれを援用することができる」という  
場合にしか加盟社などを免責しないという点で不徹底で  
ある<sup>58</sup>との批判は本判決にも妥当するといえよう。この  
点で、本判決は一月判決の枠組みを踏襲しているのであ  
り、したがつて「配信サービスの抗弁」を採用していな  
いと考えられる。

本判決はまた、独自の取材力の乏しい新聞社が通信社  
の配信サービスを活用して紙面を充実させることは国民  
の知る権利に奉仕する重要な意義があると判示した。そ  
して当サービスの活用を制約することは報道に萎縮効果  
を与え、国民の知る権利を損なうおそれがあるとした。

これは現在の報道システムの意義を憲法上確認するもの  
であり、その確保が国民の政治参加に不可欠であるとの  
認識を最高裁が示したと理解できよう。

さらに最高裁は、取材や記事作成において通信社と一  
体性を有する加盟社を独自の裏付取材から解放した。本  
件の事案から見ても、通信社と一体性をもち裏付取材か  
ら解放されるのは、地方新聞社である。地方紙は多様な  
全国ニュースを掲載することで地方の国民の知る権利を  
拡充するのであるから、<sup>59</sup>それを支える配信サービスを保  
護するは、本判決の趣旨であると理解することができよ  
う。

この点に関して、通信社と一体性をもつのはすべての  
加盟社なのかが問われることになる。最高裁は、おそら  
く地方紙を中心に全国的な取材を行うには人的にも物的  
にも資源が乏しい新聞社が通信社と一体性をもつと理解  
していると思われる。配信記事への依存度の高さは、取  
材資源の乏しさと比例の関係にあるといえよう。した  
がつて、情報の集中する東京ほか大都市に充分な取材拠  
点を置いているかどうかなどが、一体性を総合的に判断  
する際に考慮されることにならう。全国的な新聞社は当

然ながら、スポーツ新聞社など東京その他に本拠を置き、通信社からの配信記事を変更するような取材を行う可能性のある新聞社は一体性がないと認定されるかもしれない。

本判決により、加盟新聞社の責任は軽減されることになろう。また本判決は配信サービスの維持に役立ち、国民の知る権利に貢献する判決と評価できよう。従来の判例枠組みからすれば、名誉毀損責任を回避する真実相当性が認められるためには、警察など捜査機関の公式発表や刑事事件で確定した事実認定、十分な裏付取材に基づく報道が要請される。通信社には、加盟新聞社の責任軽減のためにも、こうした要請に基づく慎重な取材がいつそう求められることになる。

- (1) 東京地判平成一七・一一・三〇 LEX/DB28135366  
東京高判平成二一・三・二七判例集未搭載 (LexisNexis JPには掲載)〔確定〕。
- (2) 東京地判平成一九・九・一八判タ一二七九号二六二頁。
- (3) 東京高判平成二一・七・二八判タ一三〇四号九八頁。
- (4) 芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法〔五版〕』(岩波書店、

二〇一一年) 一七〇頁。

(5) 野中俊彦ほか『憲法I〔四版〕』(有斐閣、二〇〇六年) 三三七頁〔中村睦男執筆〕。

(6) 最高裁は次のように述べて、報道の自由の意義を承認した。「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない」〔博多駅事件〕最大決昭和四四・一一・二六刑集二三卷一四九三頁。

(7) 内野正幸『憲法解釈の論点〔四版〕』(日本評論社、二〇〇五年) 三〇頁。

(8) もっとも山田隆司『名誉毀損』(岩波書店、二〇〇九年) 一五四頁が指摘するように、名誉毀損表現の規制は時の権力者に対する批判の封じ込めが主目的であり、個人の人格権侵害の救済の側面は強くなかったといえよう。

(9) 例えば「北方ジャーナル事件」最大判昭和六一・六・一一民集四〇巻四号八七二頁は「人格権としての個人の名誉の保護」は憲法一三条により保障されると述べる(八七七頁)。

(10) 刑法二三〇条の二は以下のように定める。  
「前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める

場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事實とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事實に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。」

(11) 最大判昭和四一・六・二三民集二〇卷五号一一一八頁を参照。

(12) 最高裁は、純粋な私人に対しても本人が社会的影響力をもつ場合にはその私生活上の事實が「公共の利害に関する事實」に該当すると判示した。「月刊ペン事件」最一判昭和五六・四・一六刑集三五卷三号八四頁。

(13) 山口厚『刑法各論〔二版〕』(有斐閣、二〇一〇年)一四一頁。

(14) 山口厚『刑法』(有斐閣、二〇〇五年)二六〇頁。

(15) 同前二六二頁。また西田典之『刑法各論〔五版〕』(弘文堂、二〇一〇年)一一三頁も参照。

(16) 例えば、佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、二〇一一年)二六五頁を参照。

(17) 山口・前掲註(13)書一四〇頁は、中野次雄『逐条改正刑法の研究』(良書普及會、一九四八年)一八九頁を挙

げて、真実性の証明に対する厳格な姿勢が立法者の意図であつたことを紹介している。

もつとも「下級審は、戦後早くから、真実の証明がない場合でも、行為者が真実と信じ、健全な常識に照らして真実と信じるのが相当と認められる程度の客観的状況がある場合には」名誉毀損罪の成立を否定していた(平川宗信・メディア判例百選(有斐閣、二〇〇五年)五二頁)。東京高判昭和三二・二・二七高刑集九卷一号一〇九頁も参照。

(18) 最一判昭和三四・五・七刑集一二三卷五号六四三―六四四頁。

(19) 最一判昭和四一・六・二三民集二〇卷五号一一一九頁。

(20) 最大判昭和四四・六・二五刑集二三卷七号九七七頁。

(21) この点を評価するものとして、浦部法穂・憲法判例百選Ⅰ〔四版〕(有斐閣、二〇〇〇年)一四五頁、上村貞美・憲法判例百選Ⅰ〔五版〕(有斐閣、二〇〇七年)一四三頁。

(22) 最二決昭和四六・一〇・二二刑集二五卷七号八四〇頁。

(23) 「丸正名誉毀損事件」最一決昭和五一・三・二三刑集三〇卷二号二二九頁。

(24) 「インターネット名誉毀損事件」最一決平成二二・三・一五民集六四卷二号一頁。

- (25) 上村・前掲註(21)論文一四三頁。
- (26) 最一判昭和四七・一一・一六民集二六卷九号一六三八頁。
- (27) 尾島茂樹・メディア判例百選 (有斐閣、二〇〇五年) 五五頁。
- (28) 最一判昭和五五・一〇・三〇判時九八六号四一頁。
- (29) 山下りえ子・メディア判例百選 (有斐閣、二〇〇五年) 五七頁。
- (30) 尾島・前掲註(27)論文五五頁、山下・同前を参照。また東京地判平成二・三・二三判時一三七三号七三頁は「犯罪捜査にあたる警察署の捜査官が、捜査結果に基づいて判明した被疑事実を記者発表の場合などで公にしたような場合には、その発表内容に疑問を生じさせるような事情がある場合は格別、そうでない限りは、当該事実を真実と信じたとしても相当な理由があるというべきである。すなわち、右のような公式の発表があった場合、取材にあたる報道機関としては、捜査機関が広範な権限を駆使して捜査活動を行い、証拠資料など十分な根拠に基づき(反対証拠などとも比較勘案したうえ)当該被疑事実につき相応な確信を得て発表に及んだものと受け止め、それを真実であるとして報道を行なったとしても無理からぬものがあるのであり、原告主張のように、常に事実の真偽について独自に調査・確認することを義務づけることは、相当でない」(八七頁)と判示して、警察発表がある場合には報道機関による裏付取材を要求しなかった。
- (31) 最三判平成一一・一〇・二六民集五二卷七号一三二八―一三一九頁。
- (32) 「薬害エイズ名誉毀損事件」最一判平成一七・六・一六判時一九〇四号七四頁。
- (33) 上村・前掲註(21)論文一四三頁。最二判平成一四・三・八(判時一七八五号三八頁)の梶谷裁判官反対意見も「捜査機関の公式発表や刑事裁判所の認定事実」には「真実についての信頼性を認めること」ができること示唆する(同四四頁)。これに対しては、「警察の公式発表へのマス・メディアの依存体質を招くのではないか」といった批判もある(大石眞「大沢秀介『判例憲法』(有斐閣、二〇〇九年)一八五頁[田近肇執筆]」。
- (34) 五〇〇件近くの裁判が提起されたという(鈴木秀美『『ロス疑惑』事件と報道の自由』法学教室二一七号(二〇〇三年)三〇頁)。主な最高裁判決だけでも、最三判平成九・九・二七民集五一卷五号二〇二四頁、最三判平成九・九・九民集五一卷八号三八〇四頁、最二判平成一〇・一・三〇判示一六三二号六八頁、最三判平成一四・一・二九判時一七七八号四九頁などがある。
- (35) 最三判平成一四・一・二九民集五六卷一八五頁。
- (36) 東京地判平成六・四・二七民集五六卷一八五頁。
- (37) 同前一八九頁。
- (38) 最三判平成一四・一・二九民集五六卷一八五頁。

(39) これに対して「『高い信頼性』の存否は、これまでの共同通信社の実績そのものに即して考えられるべきであるから、報道の過熱一般をとらえて共同通信の配信記事の信頼性を云々する議論は正確ではない」との批判がある（浜田純一「配信サービスの抗弁成立可能性の検討を」新聞研究六〇九号（二〇〇二年）五四頁）。

(40) 最二判平成一四・一・二九民集五六卷一号一九一頁。  
(41) 「配信サービスの抗弁」については、紙谷雅子「名誉毀損と配信サービスの抗弁」法律時報六九卷七号（一九九七年）九〇頁、を参照。増森珠美「通信社の配信記事と掲載新聞社の責任」竹田稔Ⅱ堀部政男編『名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（青林書院、二〇〇一年）五〇頁は、同抗弁を採用した判例を紹介する。

(42) 窪田充見・平成一四年度重判解（ジュリスト一二四六号）七六頁を参照。

(43) 最二判平成一四・三・八判時一七八五号三八頁。

(44) 同前四一―四二頁。

(45) 同前四二頁〔福田博・亀山継夫裁判官意見〕。

(46) 同前四三頁〔北川弘治裁判官意見（河合伸一裁判官同調）〕。

(47) 同前。

(48) 同前四三―四四頁。

(49) 同前四五―四六頁〔梶谷玄裁判官反対意見〕。

(50) 鈴木・前掲註(34)論文三三三頁を参照。

(51) 当判決も一月判決と同様に「社会の関心と興味をひく私人の犯罪やスキャンダルについての報道」を対象とした事件であるため、「配信サービスの抗弁」についての福田・亀山裁判官意見の理解を、「その他の報道分野」でクレジットを付記した場合に限り認めるものと狭く解することもできよう。

(52) 鈴木・前掲註(34)論文三三三頁を参照。

(53) 最二判平成一四・三・八判時一七八五号四六頁〔梶谷裁判官反対意見〕。

(54) 浜田・前掲註(39)論文五五頁。鈴木・前掲註(34)論文三三三頁も同旨。

(55) 最二判平成一四・三・八判時一七八五号四一頁。

(56) 本件原告は、他の報道機関に対しても名誉毀損賠償請求訴訟を提起しており、勝訴判決もある。東京高判平成二一・七・一五判例集未搭載△<http://kazu-dai.cocolog-nifty.com/blog/cat3890373/index.html>> 東京高判平成二〇・一〇・九判タ一二八六号一七〇頁、東京地判平成一九・七・三〇判例集未搭載 (LexisNexis JP) は掲載)〔以上、勝訴〕、東京地判平成一八・一一・一七判例集未搭載 (LexisNexis JP) は掲載)を参照。なお本件を題材にしたものに、出河雅彦『ルポ医療事故』（朝日新聞出版、二〇〇九年）、鈴木敦秋『明香ちゃんの内臓』（講談社、二〇〇七年）がある。

(57) 浜田・前掲註(39)論文五四頁。また鈴木・前掲註

(34) 論文三三頁、長尾英彦「いわゆる『配信サービスの抗弁』について」憲法論叢一七号（二〇一〇年）六〇―六一頁も参照。

(58) 最二判平成一四・三・八判時一七八五号四六頁〔梶谷裁判官反対意見〕。

(59) 同前四五頁を参照。